

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みとし会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び定款第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 当法人は、役員等に報酬等を支給することができる。

- 2 評議員の報酬については、定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 3 役員の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 評議員の報酬は一人一律 10,000 円
- (2) 役員の報酬は一人一律 10,000 円
- (3) 監事の監査は一人一日 10,000 円
- (4) 理事のうち、施設長を兼ねている者には、役員等の報酬は支払わない

(支給日)

第4条 役員等の報酬支給日は、会務に出席した日とする。

(費用)

第5条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用について支払うものとする。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法（平成26年法律第45号）第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。